下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第4条の規定に 基づいて告示します。

令和6年1月4日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課施設指導係 (電話011-211-2972、FAX218-5117)

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 札幌市稲寿園給湯用膨張タンク交換及びミキシング装置修理業務
- (2) 調達案件の仕様等 業務仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月29日まで
- (4) 入札方法 予定総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4~令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「卸小売」、中分類「機械」、または中分類「電気」、に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でな

いこと。

- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者(以下「暴力団員等」という。)に該当しない者であること。
- (8) 次の要件をすべて満たす者であること。

ア 本告示に示した役務を自社の設備において行い、かつ指定期限までの納入が十分に可能な 者(再委託を希望するものについては、業務仕様書の再委託に関する記載を確認の上、入札 参加資格申請の受付期限までに再委託申請を行い、本市の承認を得ること。)

イ 役務に際し、取り扱う情報資産を保護するセキュリティ体制が整備されている者

4 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付

この告示の日から入札書の受付期間終了までの毎日、札幌市ホームページの保健福祉局(契約情報)の当該役務調達に関するページにおいてダウンロード可能とする。

(下記のアドレスを参照)

* https://www.city.sapporo.jp/kaigo/tojuen-tanku.html

(2) 入札書の受領期限

令和6年1月12日(金)9時00分(必着)

(3) 入札書の提出方法

ア 入札書は1 通のみ作成し、持参又は送付により提出すること。この場合、入札書に記載する 日付は作成日とすること。

- イ 直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は 商号)及び「札幌市稲寿園給湯用膨張タンク交換及びミキシング装置修理業務 入札書在中」 の旨を記載し、上記1 宛、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- ウ 送付により提出する場合は二重封筒として、外封に「札幌市稲寿園給湯用膨張タンク交換及びミキシング装置修理業務 入札書在中」の旨を記載し、上記1宛、入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電子メール、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(4) 開札

日時: 令和6年1月12日(金)11時00分

場所:札幌市役所本庁舎3階北側 保健福祉局介護保険課事務室内

(札幌市中央区北1条西2丁目)

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、入札告示において示した予定数量に契約単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入 札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条 各号の一に該当するときは契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、 その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを 引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじ を直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引 くものとする

(6) 詳細は入札説明書による。